

大臣認定品の認定内容の変更には

大臣認定の変更申請

が必要です。

【指定建築材料について】
大臣認定品に関する
品質管理方法を見直そう！

！

【防耐火構造等について】
大臣認定品の耐火壁の面材
の留付間隔を変えよう！

※大臣認定仕様の範囲内
であれば問題はありません。



変更申請せずに上記のようなことを行うと

大臣認定不適合

となります。

大臣認定不適合となると、特定行政庁において建築基準法違反と判断される可能性があります。

大臣認定不適合は、
未然に防ぐ

ことが重要です。

このチラシに関するお問い合わせ
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 認定班
03-5253-8111



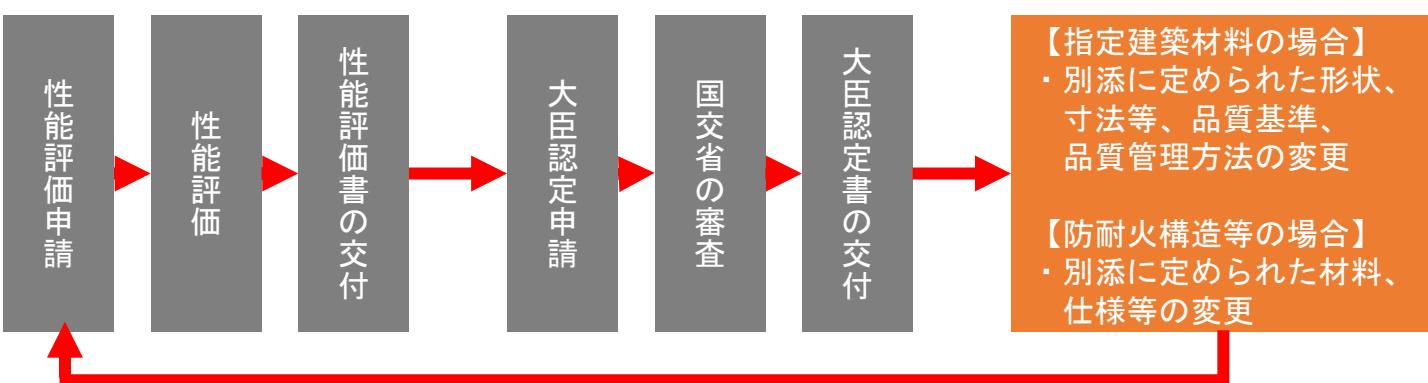
国土交通省

大臣認定の認定内容を変更する場合は、たとえ性能が向上すると考えられても変更申請が必要です。

変更申請を行う場合は、新規の認定申請と同様に指定性能評価機関による性能評価*が必要です。

※性能が向上する変更の場合、新たな試験を要しない性能評価を受けることや、軽微な変更として扱われる場合もあります。

大臣認定のフロー



それ、認定不適合です!!

～事例 1～

鋼材の製造設備の治工具の交換時期を製造実態に合わせて変更した。

～事例 2～

面材の留め付けに使用するねじの表面仕上げを、環境負荷の観点からより優れた材料に変更した。

～事例 3～

防耐火構造の施工や防火設備の製造をする際に、大臣認定の仕様と異なるピッチで、ねじの留め付けを行った。

相談先となる指定性能評価機関

指定性能評価機関によって、業務対象としている防耐火構造等・指定建築材料の区分が異なります。詳しくは、一般社団法人 建築性能基準推進協会のホームページをご確認ください。右の二次元コードを読み取ることで指定性能評価機関の一覧が閲覧可能です。

※二次元コードが読み取れない場合は、一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページから「指定性能評価機関(指定区分別一覧)」を選択してください。

